



- ・「発行責任者」とは、代表取締役または支店長や営業所長等、請求に係る本件において権限の委任を受けた役職者または、請求書を発行するにあたり責任を有する者です。
- ・「担当者」とは、本件に関する事務(請求書のやり取り等)を担当する者です。
- ・発行責任者と担当者は兼任すること(同一人物でも可)ができます。